研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正する省令

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年文部科学省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別記様式（第９条関係） （略） ［備考］ １～20　（略） 21　この用紙は、日本産業規格Ａ４のつづり込式とすること。 22　（略）	**別記様式**（第９条関係） （略） ［備考］ １～20　（略） 21　この用紙は、日本工業規格Ａ４のつづり込式とすること。 22　（略）

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年七月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―〇―六八

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

別表第三の表面、別表第四の表面及び別表第六の表面中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）に基づき、人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年七月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二二―二

人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二二―二（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を次のように改正する。

別記様式表面備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○個人情報保護委員会規則第二号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係個人情報保護委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和元年七月一日

個人情報保護委員会委員長　嶋田実名子

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係個人情報保護委員会規則の整理に関する規則

（個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第三の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則の一部改正）

第二条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則（平成二十九年個人情報保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第八までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則の一部改正）

第三条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則（平成二十九年個人情報保護委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第八までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。